

Q. 理事長に多額の借入金がある場合 ～こんなリスクがある～

父である理事長が医療法人から多額の借金をしています。この状態で理事長の相続をむかえると相続人である私は多額の借入金を引き継がなければなりません。理事長の相続をどのようにすればよいでしょう。

A.

「相続放棄」を活用する方法があります。また、「限定承認」という方法によって理事長の債務の内財産額を上回る部分は引き継がない方法もあります。

【ポイント】

通常被相続人から引き継いだ債務は、被相続人の相続財産や生命保険金、退職金を原資にして返済していくことになります。

しかしながら被相続人が債務超過である場合、相続を放棄することによって被相続人の財産、債務のいずれも引き継がないことができます。

また、債務超過であるかどうか不明な場合、限定承認という方法によって相続財産の範囲内で債務を引き継ぐという方法があります。

医療法人が理事長に貸付金をしていることに関する諸問題は別として、ここではこの相続放棄と限定承認という方法について述べてみたいと思います。

【解説】

①相続放棄とは

自己の意思によって、プラスの財産もマイナスの財産も引き継がないのが相続放棄です。したがって、資産は承継しますが、負債は承継しないという選択はできません。

このような相続の放棄は、通常、債務超過の場合に行われますが、他の相続人に財産を相続させたい時など、債務超過でなくても相続人の自由意思によって相続を放棄することがあります。

イ、相続の放棄の手続き

相続放棄は、他の相続人に関係なく、相続人の一人からできますが、自分が相続人であると分かったときから3ヶ月以内に被相続人が生前住んでいた場所の家庭裁判所に申し出なければなりません。

この3カ月の期間を過ぎてしまった場合や相続財産に手をつけてしまったりした場合には相続の放棄はできません。また一度放棄をするとこれを取り消すことはできません。

ロ、相続の放棄の効果

相続を放棄した場合には、その放棄をした人は、はじめから相続人ではなかったものとみなされます。相続放棄者の子や孫に代襲相続は行われません。同順位の人が全員放棄すれば次順位の人が相続人になります。したがって、借金の方が多いうことで一人が相続の放棄をしますと、他の相続人に、借金の相続権が移ってしまうこととなります。借入金を引き継がない場合は法定相続人全員が相続放棄をすることが必要です。

相続放棄をした場合は、生命保険金や死亡退職金を取得できますが、その場合全額が相続税の対象となります。

②限定承認

相続財産がプラスなのかマイナスなのか不明な場合には、相続によって得た財産の範囲においてのみ被相続人の債務を弁済する責任を負い、相続人の財産を持ち出してまでは弁済しないというのが限定承認です。

イ.限定承認の手続き

限定承認も自分が相続人であると分かったときから 3 ヶ月以内に被相続人が生前住んでいた場所の家庭裁判所に限定承認申述書を提出して行います。限定承認は放棄の場合とは異なり、相続人全員(放棄した者を除く)で申し立てなければなりません。また、限定承認してから 5 日以内に債権者および遺贈を受けた人にはその権利を請求するよう通知し、また一般に対しては申し出るよう公告します。そして、債権者や遺贈を受けた人に対して相続財産から弁済をすることも必要になります。しかも、その弁済の前提として不動産などを競売手続き等で清算することとなり、その手続きもかなり複雑で面倒なものとなります。さらに、限定承認をしますと、相続開始時に相続財産を時価で譲渡したものとみなされて、被相続人に譲渡所得税が課せられますので税務上の注意も要します。

③相続放棄をした場合、その財産はどうなるのか

相続を放棄した場合には相続放棄の効果として最初から相続人ではなかったことになり、結局相続人がいない状態となります。このような場合に、相続財産の帰属主体が存在しなくなることになり、放置しておけば、その散逸、隠匿等が行われる可能性もあり、又相続債権者等の利益を大いに損なうことにもなります。

そこで、相続人が不存在の場合には、相続財産を法人とすることにより法律によって権利義務の帰属主体を作出し、その管理は家庭裁判所の選任する相続財産管理人が行うこととなります。具体的には以下の流れになります。

利害関係人又は検察官による相続財産管理人選任の請求

↓

家庭裁判所による財産管理人選任

↓

産管理人による相続財産の調査・財産目録の調整

不動産の登記名義人の表示変更(名義:亡〇〇相続財産)

↓

相続財産管理人による債権者、受遺者への請求申出の催告、公告

↓ 2 ヶ月以上

相続財産管理人による債権者、受遺者に対する弁済

↓

相続財産管理人による残余財産の国庫帰属(但し、残存財産がある場合)

残余財産がなく、債務超過となる場合は相続財産管理人が家庭裁判所に破産の申し立て。

↓

相続財産法人の破産宣告

相続財産法人の破産の申立てがあると、裁判所は「債務の支払ができない状態にあるかどうか」を調べ、このような状態にあれば、破産宣告がなされることとなります。

④相続人に引き継がれなかった病院の貸付金はどうなる?

このようにして秘蔵族人の債務が相続財産法人へと移り、相続財産法人が破産宣告を受けた場合、病院の貸付金は回収不能となります。回収不能の事由が破産宣告によるものである場合、病院は貸し倒れ損失として貸付金を無税償却することになります。限定承認によって相続された場合の債務超過分も同様に病院は貸付金を無税償却することになります。